

長野県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱

制定 平成 19 年 2 月 20 日付 18 畜第 204 号
一部改正 平成 20 年 4 月 23 日付 20 園畜 99 号
一部改正 平成 22 年 5 月 7 日付 22 園畜 131 号

(目的)

第 1 長野県における高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、関係部局が連携して必要な対策を迅速に推進するため、「長野県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置し、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止と養鶏業等の経営安定を図るとともに、県民の健康被害の防止に資することを目的とする。

(構成及び対応区分)

第 2 対策本部の構成は別表のとおりとする。

(会議の招集)

第 3 対策本部会議は、本部長が招集する。

(会議事項)

第 4 対策本部会議で検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 人の健康被害の防止対策に関する事
- (2) 鶏肉・鶏卵の安全確保対策に関する事
- (3) 家畜の防疫対策に関する事
- (4) 養鶏業及び関連業の経営対策に関する事
- (5) 情報の収集及び広報に関する事
- (6) その他必要な事項

(庁内連絡会議)

第 5 対策本部の業務を迅速かつ効果的に推進するため庁内連絡会議を設置する。

庁内連絡会議は、農政部長が招集する。

庁内連絡会議の構成、開催の時宜、担当等は別に定める。

(事務局)

第 6 対策本部の事務局は、農政部園芸畜産課に置く。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 20 日から適用する。

対策本部の設置期間は、平成 23 年 1 月 28 日から高病原性鳥インフルエンザに係る応急対策に必要な期間とする。

(別表)

長野県高病原性鳥インフルエンザ対策本部の構成

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	危機管理部長
	企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	環境部長
	商工労働部長
	観光部長
	農政部長
	林務部長
	建設部長
	教育次長
	警察本部長